解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月五日

北九州市戸畑区初音町八番二〇号

株式会社甲春館

代表清算人　春田　大輔

解散公告

当法人は、平成二十九年五月十四日開催の会員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月五日

福岡市東区馬出二丁目一番二二号

特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン

清算人　久保井　摂

解散公告（第一回）

当協会は、平成二十九年三月二十三日開催の総会の決議、平成二十九年三月三十日農林水産省並びに金融庁の認可を受けて解散したので、当協会に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月五日

栃木県下野市谷地賀一九四六番地

栃木県漁業信用基金協会

清算人　塩野　哲男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十一月十日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十九年四月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月五日

熊本県上益城郡益城町大字宮園七一七番地三

医療法人綾会

清算人　村田　昭

清算人　村田　セツ

清算人　牧島　知子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年一月二十八日開催の臨時大会の決議により平成二十九年五月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月五日

山口県岩国市由宇町南沖二丁目一番一号

東邦工業労働組合

清算人　網屋　健二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年四月三十日開催の組合員総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月五日

長野県下伊那郡松川町生田三八九二番地

峠生産森林組合

清算人　下澤　和巧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道足寄郡陸別町字陸別東一条一丁目一九番地、最後の住所北海道足寄郡陸別町字陸別東一条一丁目一九番地一

被相続人　亡　岡田　吉助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月五日

北海道中川郡本別町南二丁目一〇番地八

相続財産管理人　司法書士　平田　峻太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稲毛区稲毛台町一四番、最後の住所東京都世田谷区南烏山一丁目一三番一〇号第三泉荘一Ｆ

被相続人　亡　中村　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月五日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市末宝二三二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小川　重策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月五日

旧住所　新潟県長岡市幸町一丁目一二番一〇号

新住所　新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号

相続財産管理人　弁護士　髙野　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡立科町大字芦田三三三〇番地、最後の住所長野県北佐久郡立科町大字芦田三四九九番地六

被相続人　亡　羽田袈裟人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月五日

長野県佐久市岩村田三二六六　佐久法律事務所

相続財産管理人　栗原　岳史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市亀崎町三丁目七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山田　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月五日

愛知県東海市大田町後田九五番地一Ｉ．Ｐ．Ｓ．大村四階

相続財産管理人　弁護士　早川雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区大秋町三丁目四六番地、最後の住所愛知県名古屋市中村区岩塚町四丁目三〇番地ジュネスイワツカ二〇五号

被相続人　亡　池戸　一浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月五日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階

相続財産管理人　弁護士　安本　卓史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県新城市字町並二三七番地一二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大久保晴安

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月五日

愛知県新城市字宮ノ後七〇番地九

相続財産管理人　司法書士　林　晃弘

第33期決算公告

平成29年6月5日

東京都世田谷区玉川三丁目17番1号

たまがわ生活文化研究所株式会社

代表取締役　大島　康夫

貸借対照表の要旨

（平成29年2月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	279,882	流動負債	96,557
固定資産	5,962	固定負債	14,195
繰延資産	4,514	役員退職慰労引当金	1,235
		退職給付引当金	12,960
		株主資本	179,607
		資本金	15,000
		利益剰余金	164,607
		利益準備金	1,725
		その他利益剰余金	162,882
		（うち当期純損失）	(1,016)
資産合計	290,360	負債・純資産合計	290,360